



お知らせ

軽自動車・自動車の変更
手続きは3月中に！

軽自動車税（種別割）、自動車税（種別割）は毎年4月1日現在で車検証上の所有者に課税されます。

軽自動車や自動車、二輪車などを下取りに出した場合や住所が変わったなどの場合は、3月31日（月）までに手続きをしてください。

手続き先（名義変更・住所変更・廃車など）

①甘楽町ナンバーの軽自動車、原動機付自転車（125cc以下）、トラクター、フォークリフト
町住民課住民税係

☎8312
(64)



②群馬ナンバーの軽自動車

軽自動車検査協会群馬事務所
☎050・3816・3109

③自動車・126cc以上のバイク

群馬運輸支局（登録関係ヘルプデスク）
☎050・5540・2021



税についての問合せ

①軽自動車税（種別割）

町住民課住民税係

☎8312
(64)

②自動車税（種別割）

▼富岡行政県税事務所

☎2245
(63)

▼群馬県自動車税事務所

☎027・263・4343

建築確認手続きの ルールが改正されます

4月から建築基準法などが改正されます。今後建築などを考えている人は、建築士に相談してください。

◎全ての建築物について

・原則、新築・増改築の際、省エネ基準適合が義務化

◎木造2階建戸建住宅などについて

・都市計画区域外の秋畑地区でも建築確認手続きが必要

・建築確認の手続きで構造・省エネなどの図書の提出が必要

・大規模なリフォーム※でも建築確認手続きが必要

※壁、柱、床、はり、屋根または階段の一種以上について行う過半

の改修など（仕上げ材のみの改修などは除く）

◎省エネ化について

建築物の省エネ化は、温室効果ガスの排出量抑制だけでなく、光熱費の負担軽減や、快適性などの向上につながるメリットがあります。また5年後には省エネ基準の引き上げが予定されています。

問合せ先

高崎土木事務所建築係

☎027・322・4186



あなたの看板は安全ですか？

看板などの屋外広告物は、看板のオーナーや管理者に管理義務があります。

群馬県では屋外広告物の安全性向上のため、屋外広告物条例を改正し、4月1日から設置許可が必須な広告物に加え、許可不要の小

規模な屋外広告物（立看板やはり紙など軽易なものを除く）についても、3年に1度、有資格者による安全点検をしていただきます。

万が一、みなさんが管理している看板で落下事故や倒壊事故が発生し、第三者への被害が生じた場合、「損害賠償責任」や「刑事責任」を問われる可能性があります。

日頃から、事故の未然防止のため定期的な点検を行い、屋外広告物の安全性向上に取り組みましょう。

改正内容の詳細については、群馬県のホームページをご覧ください。くか、左記の問い合わせ先までご連絡ください。

問合せ先

群馬県土木整備部

都市計画課景観形成係

☎027・226・3652

FAX 027・221・5566



群馬県ホームページ

